全国立国会図書館

調査と情報―ISSUE BRIEF―

No.1182 (2022, 3.22)

日本及び諸外国における侮辱罪等の概要

はじめに

- I 日本における侮辱罪等の概要
 - 会の答申の概要
 - 2 法制審議会の答申に対する意見
- Ⅱ 諸外国における侮辱罪等の概要
 - 1 侮辱罪・名誉毀損罪が規定され おわりに ている国
- 2 名誉毀損罪のみが規定されて いる国
- 1 現行の侮辱罪等及び法制審議 Ⅲ 日本及び諸外国における侮辱等の 被害状況
 - 1 日本における被害状況
 - 2 諸外国における被害状況

キーワード: 誹謗中傷、侮辱罪、名誉毀損罪

- 日本では、テレビ番組出演者が自殺したこと等を契機として、SNS を介した誹謗 中傷について、議論が巻き起こった。
- 政府は、対策の一つとして、刑法の侮辱罪の法定刑について、これまで「拘留又 は科料」だったものに、懲役刑等を加えることを検討している。これに対して、 被害の未然防止のため、罰則の強化が有効との肯定的な意見がある一方、言論・ 表現の自由との関係から、慎重な議論の必要性を訴える意見もある。
- 諸外国のうち、ドイツ、フランス、韓国では、侮辱罪と名誉毀損罪の両方が規定 されている一方、カナダやイタリアは名誉毀損罪のみが規定されており、イギリ スでは名誉毀損罪も廃止されている。

国立国会図書館 調査及び立法考査局 行政法務課 高山 善裕

第1182号

はじめに

令和 2 (2020) 年 5 月、SNS (ソーシャル・ネットワーク・サービス) での誹謗中傷に悩んでいたテレビ番組出演者が亡くなったことについて、著名人からもツイッターへの投稿が相次ぐ等、SNS を介した誹謗中傷に対する議論が巻き起こった¹。

このような動きを受けて、同年6月、森まさこ法務大臣(当時)は、誹謗中傷が「刑法」(明治40年法律第45号)の侮辱罪に当たり得ると考えられるものの、同罪の公訴時効が1年であり、発信者の特定に時間がかかる現状を踏まえると、適切な刑事罰の在り方を考えなければいけないとし、法改正の可能性を示唆した2。また、高市早苗総務大臣(当時)も、総務省の有識者会議で議論を行っていた「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(平成13年法律第137号。以下「プロバイダ責任制限法」という。)の開示手続について、悪質な投稿の発信者を特定しやすくするルールの見直しに意欲を示した3。プロバイダ責任制限法については、令和3(2021)年4月、改正法(令和3年法律第27号)が成立し、発信者情報の開示請求に係る新たな裁判手続(非訟手続)の創設等の措置が講じられた4。一方、侮辱罪については、同年9月、上川陽子法務大臣(当時)が、侮辱罪の厳罰化について、法制審議会へ諮問した5。これを受けて検討を行った法制審議会は、同年10月21日、侮辱罪の法定刑に懲役刑等を加えることを答申した6。

本稿では、日本及び諸外国における侮辱罪の概要について、侮辱罪と同じく名誉に対する罪である名誉毀(き)損罪と比較しつつ、紹介する。

I 日本における侮辱罪等の概要

1 現行の侮辱罪等及び法制審議会の答申の概要

(1) 現行の侮辱罪等の概要

現行の刑法において、侮辱罪は「事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留⁷又は科料⁸に処する。」(刑法第 231 条)と規定されている。侮辱罪は、外部的名誉(社会的名誉)

4 「SNS ひぼう中傷 投稿者の速やかな特定へ 新たな裁判手続き創設」2021.4.21. NHK News website https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210421/k10012987511000.html なお、新たな裁判手続の創設は、発信者の特定には 2 回の裁判手続を別々に経る必要があったところ、これを「1 つの裁判手続」により行うことを可能にするとともに、書面審理等を適切に活用することにより、裁判所の迅速な判断を可能とする仕組みを設けることである(高田裕介ほか「「プロバイダ責任制限法の一部を改正する法律」(令和 3 年改正)の解説」『NBL』1201 号, 2021.9.1, p.4.)。

^{*} 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和4 (2022) 年 3 月 10 日である。また、通貨の換算レートは、1 ドル=108 円、1 ユーロ=128 円、1 ポンド=147 円、1 ウォン=0.096 円である(「出納官吏事務規程第 14 条及び第 16 条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件」(令和 3 年 12 月 28 日財務省告示第 325 号)(令和 4 年 4 月 1 日適用))。

^{1 「「}テラハ」巡り苦悩投稿 木村花さん急死」『毎日新聞』2020.5.25.

^{2 「}ネット中傷対策 政府加速」『朝日新聞』2020.6.3.

³ 同上

⁵ 「法制審議会第 191 回会議(令和 3 年 9 月 16 日開催)」法務省ウェブサイト https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi0 3500041.html>;「ネット中傷厳罰 議論へ」『朝日新聞』2021.9.15.

^{6 「「}侮辱罪に懲役刑」答申」『日本経済新聞』2021.10.22.

⁷ 拘留は、「一日以上三十日未満とし、刑事施設に拘置する」(刑法第16条)ものである。

⁸ 科料は、「千円以上一万円未満とする」(刑法第17条)ものである。

を保護する点で名誉毀損罪(刑法第230条)と異ならないものの(通説・判例)、具体的な事実の摘示を要件としない点でこれと異なる。

また、侮辱とは、他人の人格を蔑視する価値判断を表示することである¹⁰。具体例として、被害者に関する SNS の配信動画において、「ブタ」等と放言したもの、被害法人に関するインターネットサイトの口コミ掲示板に「詐欺不動産」等と掲載したものが挙げられる¹¹。

侮辱罪は、名誉毀損罪とともに、親告罪であるが(刑法第 232 条)、これは、訴追することによって、かえって被害者の名誉を侵害するおそれがあることを考慮したためである 12 。また、公訴時効は 1 年である 13 。

(2) 法制審議会の答申の概要

法制審議会が答申した侮辱罪の厳罰化の内容とは、その法定刑を「拘留又は科料」から「1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に改めるものである 14 。この改正に伴い、公訴時効も1年から3年へと延びることとなる 15 。また、これまで原則としてできなかった現行犯逮捕も可能となるほか 16 、教唆・幇助(ほうじょ)罪も適用できるようになる 17 。

表1は、現行の侮辱罪及び法制審議会の答申、参考として名誉毀損罪の規定等をまとめたものである。

| | 侮辱罪 (現行) | 侮辱罪 (法制審議会の答申) | (参考) 名誉毀損罪 |
|--------|--|--|---|
| 規定 | 事実を摘示しなくても、公然 と人を侮辱した者は、 <u>拘留又</u> は科料に処する。 | 事実を摘示しなくても、公然 と人を侮辱した者は、1年以下 の懲役若しくは禁錮若しくは 30万円以下の罰金又は拘留若 しくは科料に処する。 | 公然と事実を摘示し、人の名 誉を毀損した者は、その事実 の有無にかかわらず、3年以下 の懲役若しくは禁錮又は50万 円以下の罰金に処する。 |
| 公訴時効 | 1年 | 3 年 | 3年 |
| 現行犯逮捕 | 犯人の住居若しくは氏名が明 らかでない場合又は犯人が逃 亡するおそれがある場合のみ | 可能 | 可能 |
| 教唆・幇助罪 | 適用できない。 | 適用可能 | 適用可能 |

表 1 侮辱罪について現行の規定・法制審議会の答申内容、名誉毀損罪の比較

⁽出典)「「侮辱罪に懲役刑」法制審 ネット中傷「泣き寝入り」阻止」『読売新聞』2021.10.20; 刑法等の規定を基に筆者作成。

⁹ 大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法 第 12 巻 第 3 版』青林書院, 2019, p.66; 大谷實『刑法各論 第 5 版』成文堂, 2018, p.125.

¹⁰ 大谷 同上

 $^{^{11}}$ 「侮辱罪の事例集」(法制審議会刑事法(侮辱罪の法定刑関係)部会第 11 回会議 配布資料 11 ② 11 ② 11 ○ 11

¹² 大谷 前掲注(9), p.126.

¹³ 公訴時効の期間は、その犯罪の法定刑の重さにより定められており(刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第250条)、拘留又は科料に当たる罪については1年である(同条第2項第7号)。

¹⁴ 「要綱(骨子)」(法制審議会第 192 回会議 配布資料 3)2021.10.21. 法務省ウェブサイト https://www.moj.go.j p/content/001358285.pdf>

¹⁵ 前掲注(13) 改正によって、長期 5 年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金に当たる罪に該当することになるため、公 訴時効は 3 年となる(刑事訴訟法第 250 条第 2 項第 6 号)。

^{16 「「}侮辱罪に懲役刑」法制審 ネット中傷「泣き寝入り」阻止」『読売新聞』2021.10.20. なお、現行法では、現行 犯人は、何人でも逮捕状なくして逮捕することができるが(刑事訴訟法第 213 条)、法定刑が、30 万円以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪の現行犯逮捕について、犯人の住居若しくは氏名が明らかでない場合又は犯人が逃亡 するおそれがある場合に限ると規定されている(同法第 217 条)。

¹⁷ 拘留又は科料のみに処すべき罪の教唆者等は、特別な規定がなければ罰しないと定められている(刑法第64条)。

2 法制審議会の答申に対する意見

法制審議会が答申した、侮辱罪の法定刑の引上げについては、様々な意見が出されている。 被害の未然防止のため、罰則の強化が有効ではないか¹⁸という意見や、現行法は口頭での悪口を想定していた明治時代に制定されたため、今の時代に合わず、刑罰も軽いと考えていた被害者等からは肯定的な意見¹⁹が出されている²⁰。

これに対して、侮辱罪の保護法益は外部的名誉であるものの(通説・判例)、SNS の誹謗中傷は主に被害者自身の名誉感情が傷つけられることにあることから、侮辱罪の規定内容を変更せず、法定刑のみを重くして対処することには慎重になるべきとの意見がある²¹。

また、言論・表現の自由との関係から、慎重な議論の必要性を訴える意見もある²²。特に、名 營毀損罪との関係で、侮辱罪には、事実の証明規定(刑法第 230 条の 2)²³が明文上、適用され ないことから、事実の証明があって名誉毀損罪の処罰が否定される場合でも、侮辱罪が成立す るという見解を採るのであれば、言論の自由の保障の観点から重大な問題が生じるとの意見が ある²⁴。

Ⅱ 諸外国における侮辱罪等の概要

次に、諸外国における侮辱罪等の概要について概観する。主要国のうち、侮辱罪が規定されている国は、ドイツ、フランス、韓国、日本である。その他の国のうち、アメリカ(連邦法では規定されていないが、州で規定しているところがある。)、カナダ、イタリアでは名誉毀損罪のみが規定されている。また、イギリスでは名誉毀損罪が規定されていたが、2009 年検死官及び司法法 (Coroners and Justice Act 2009 (c.25).) 等により廃止された。同罪の廃止については、2009 年以前から検討が行われており、1985 年法律委員会報告によれば、廃止の根拠として、刑

_

^{18 「}木村花さん中傷 9割不問」『日本経済新聞』2021.5.24.

^{19 「}ネット中傷を厳罰化 木村花さん母「大きな一歩」」『東京新聞』2021.9.15.

²⁰ このほか、罰則強化に伴って公訴時効が 3 年に延びることで、これまでより摘発につながる可能性が高まることを指摘するものもあるが(「侮辱罪に懲役刑導入へ」『日本経済新聞』2021.8.31.)、懲役刑ではなく、罰金刑を導入することでも公訴時効は 3 年となる(刑事訴訟法第 250 条第 2 項第 6 号。前掲注(15)を参照)ことを指摘するものもある(深町晋也「オンラインハラスメントの刑法的規律」『法学セミナー』803 号、2021.12、p.14.)。

²¹ 西貝吉晃「サイバーいじめと侮辱罪」『法律時報』93 巻 10 号, 2021.9, pp.2-3. 同じような観点から、侮辱罪の法定刑の引上げを正当化するためには、被害者に誹謗中傷等がなされることによって被害者の自尊感情が傷つけられ、精神的負荷により PTSD 等を発症し、又は自殺に追い込まれる危険性を付加的な法益侵害として正面から認めるべきであるとの意見もある(深町 同上, p.19.)。

²² 「社説 侮辱罪厳罰化 広範な検討欠いたまま」『朝日新聞』2021.10.17; 「社説 侮辱罪の厳罰化 拙速な議論は 禍根を残す」『毎日新聞』2021.11.7. 両社説とも、名誉を傷つける行為について、国連の自由権規約委員会が犯罪の対象から外すこと、刑罰を科すとしても身体を拘束することは適切ではないとする見解を出したことに触れている (委員会の見解は、"General comment no.34, Article 19: Freedoms of opinion and expression," July 2011. United Nations Digital Library website https://digitallibrary.un.org/record/715606/files/CCPR_C_GC_34-EN.pdf の第 47 項 (p.12.) である。)。

²³ 刑法第 230 条の 2 第 1 項では、名誉毀損の行為について、「公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が 専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、こ れを罰しない」と規定されている。

²⁴ 嘉門優「侮辱罪の立法過程から見た罪質と役割」『法学セミナー』803 号, 2021.12, p.11. なお、事実の証明があって名誉毀損罪の処罰が否定される場合に、侮辱罪も成立しないと解する見解であっても、明文化しなければ言論の自由の保障の観点から重大な懸念が生じると指摘している(同, p.11.)。

罰規定が存在することの萎縮効果が問題であることや民事的救済で十分であること等が挙げられている²⁵。

以下では、侮辱罪・名誉毀損罪が規定されている国と名誉毀損罪のみが規定されている国に分けて侮辱罪等の概要を取り上げる。なお、これらの概要についてまとめた表を末尾に掲載した (表 4 「G7 各国及び韓国における名誉に対する罪 (侮辱罪・名誉毀損罪) の構成要件・法定刑」)。

1 侮辱罪・名誉毀損罪が規定されている国

(1) ドイツ

侮辱罪は、刑法典²⁶第 185 条に規定されており、判例・通説によれば、侮辱とは行為者が相手 方を侮蔑又は軽蔑する態度を表明することである²⁷。法定刑は、1年以下の自由刑又は罰金刑²⁸ (公然と、集会において、表現内容の流布により、又は実力を用いて行われたときは、2年以下 の自由刑又は罰金刑)である²⁹。

また、日本の名誉毀損罪に相当する誹謗罪 (刑法典第 186 条) の構成要件は、他人に関して、人に軽蔑されたり、世評において低く評価されたりするに適した事実を主張又は流布すること (さらにその事実が証明可能な真実でないこと) である³⁰。法定刑は、1 年以下の自由刑又は罰金刑 (その行為が公然と、集会において又は表現内容の流布により行われたときは、2 年以下の自由刑又は罰金刑) である³¹。

(2) フランス

侮辱罪は、1881年出版自由法³²第29条に規定されており、侮辱的な表現、すなわち事実に基づく非難を全く含まない軽蔑の言葉や罵りは、侮辱であるとされている³³。これが公然と行われた場合の法定刑は、12,000ユーロ(約154万円)の罰金刑であり(同法第33条)、非公然³⁴

²⁵ 佐伯仁志「英米における名誉毀損罪をめぐる近時の動向」高橋則夫ほか編『曽根威彦先生・田口守一先生古稀祝賀 論文集 下巻』成文堂, 2014, pp.108-109. なお、名誉毀損罪で有罪等を受けた者は、1984 年から 2006 年までの間 に 20 名であった ("Abolition of criminal libel is welcome milestone," 25 Jan 2010. HoldtheFrontPage website https://www.holdthefrontpage.co.uk/2010/news/abolition-of-criminal-libel-is-welcome-milestone/)。

また、法制審議会の委員から、名誉毀損罪が規定されていないイギリスでは、民事訴訟の件数が非常に多く、他国と比べて弁護士手数料が高額に至っている等、侮辱的行為に対する民事訴訟の提起が、その行為を抑止する効果を相応に果たしている旨の発言もなされている(「法制審議会刑事法(侮辱罪の法定刑関係)部会第2回会議議事録」2021.10.6, p.14. 法務省ウェブサイト https://www.moj.go.jp/content/001357607.pdf)。

²⁶ Strafgesetzbuch (StGB). https://www.gesetze-im-internet.de/stgb/>

²⁷ 丸山雅夫「名誉侵害罪としての侮辱罪」『南山法学』41 巻 2 号, 2018.2, p.62.

²⁸ 罰金の額は、日額(犯人の実所得に応じて決められる。最低 1 ユーロ (128 円)、最高 3 万ユーロ (384 万円)に、 罰金日数(最低 5 日、最高 360 日)を乗じた金額である (フランツ・シュトレング (藪中悠ほか訳)「ドイツにお ける刑事制裁―経験的視点を交えた概観―」『慶應法学』34 号, 2016.3, pp.84-85.)。

²⁹「諸外国における名誉毀損罪・侮辱罪に相当する罰則の概要」(法制審議会刑事法(侮辱罪の法定刑関係)部会第 2回会議 配布資料 6) 2021.10.6. 法務省ウェブサイト https://www.moj.go.jp/content/001356965.pdf

³⁰ 丸山 前掲注(27), p.55.

^{31 「}諸外国における名誉毀損罪・侮辱罪に相当する罰則の概要」前掲注(29)

³² Loi du 29 juillet 1881 sur la liberté de la presse. https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/LEGITEXT000006070722/

³³ 佐藤結美「名誉毀損罪の再構成 (1) ―プライヴァシー保護の観点から―」『北大法学論集』62巻5号, 2012.1, p.1287.

³⁴ 例えば、SMS (ショート・メッセージ・サービス) により、被害者だけに送信された場合等が該当するとされている ("Injure; Peines encourues," 2020.10.1. Service-Public.fr website https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F32077)。

で行われた場合の法定刑は、38 ユーロ(約 5,000 円)以下の罰金刑(第一級違警罪)とされている(刑法典 R 第 621-2 条)³⁵。

また、名誉毀損罪も侮辱罪と同じ 1881 年出版自由法第 29 条に規定されており、ある事実が、人又は団体に帰せられ、その人又は団体の名誉若しくは名声を侵害する場合には、その事実を提示し、又はその事実を非難することは、全て名誉毀損であるとされている 36 。法定刑は侮辱罪と同じであり、公然と行われた場合は 12,000 ユーロ(約 154 万円)の罰金刑(同法第 32 条)、非公然で行われた場合は 38 ユーロ(約 5,000 円)以下の罰金刑(第一級違警罪)とされている(刑法典 R 第 621-1 条)。

(3) 韓国

侮辱罪は、刑法 37 第 311 条に規定されており、公然と人を侮辱 38 した場合、1年以下の懲役刑若しくは禁錮刑又は 200 万ウォン(約 19 万 2000 円)以下の罰金刑に処することとされている 39 。

また、名誉毀損罪は、刑法第307条に規定されており、公然と事実を摘示し人の名誉を毀損した場合には、2年以下の懲役刑若しくは禁錮刑又は500万ウォン(約48万円)以下の罰金刑に、公然と虚偽の事実を摘示し人の名誉を毀損した場合には、5年以下の懲役刑、1000万ウォン(約96万円)以下の罰金刑等に処することとされている⁴⁰。

これら刑法に規定されているものとは別に、情報通信網の利用促進及び情報保護等に関する法律⁴¹ (以下「情報通信網法」という。)では、情報通信網を通じた名誉毀損(人を誹謗する目的で、情報通信網を通じて公然と事実を表し、他人の名誉を毀損すること)について規定しており、法定刑は、3年以下の懲役刑又は3000万ウォン(約288万円)以下の罰金刑(虚偽の事実を表して行った場合は、7年以下の懲役刑、5000万ウォン(約480万円)以下の罰金刑等)となっている(第70条)⁴²。

なお、情報通信網法や刑法に、情報通信網を通じた侮辱に対する刑罰(サイバー侮辱罪)を 新設する法案が議員から提出されたこともあるが、表現の自由を萎縮させるといった反対論も 根強く⁴³、成立に至っていない。

³⁷ 형법 <https://www.law.go.kr/법령/형법>

41 정보통신망 이용촉진 및 정보보호 등에 관한 법률 https://www.law.go.kr/법령/정보통신망이용촉진및정보보호 등에관한법률>

³⁵ Code penal. https://www.legifrance.gouv.fr/codes/id/LEGITEXT000006070719/; 「諸外国における名誉毀損罪・侮辱罪に相当する罰則の概要」前掲注(29)

³⁶ 佐藤 前掲注(33), p.1287.

³⁸ 韓国大法院(最高裁判所)の判例で、刑法第311条の侮辱の意味について、「事実を摘示せず、人の社会的評価を低下させるだけの抽象的な判断や軽蔑的な感情を表現すること」であるとしている(모욕(대법원 2015. 9. 10.) https://www.law.go.kr/%ED%8C%90%EB%A1%80/(2015%EB%8F%842229">https://www.law.go.kr/%ED%8C%90%EB%A1%80/(2015%EB%8F%842229">https://www.law.go.kr/%ED%8C%90%EB%A1%80/(2015%EB%8F%842229">https://www.law.go.kr/%ED%8C%90%EB%A1%80/(2015%EB%8F%842229">https://www.law.go.kr/%ED%8C%90%EB%A1%80/(2015%EB%8F%842229">https://www.law.go.kr/%ED%8C%90%EB%A1%80/(2015%EB%8F%842229">https://www.law.go.kr/%ED%8C%90%EB%A1%80/(2015%EB%8F%842229">https://www.law.go.kr/%ED%8C%90%EB%A1%80/(2015%EB%8F%842229">https://www.law.go.kr/%ED%8C%90%EB%A1%80/(2015%EB%8F%842229">https://www.law.go.kr/%ED%8C%90%EB%A1%80/(2015%EB%8F%842229">https://www.law.go.kr/%ED%8C%90%EB%A1%80/(2015%EB%8F%842229">https://www.law.go.kr/%ED%8C%90%EB%A1%80/(2015%EB%8F%8F%842229">https://www.law.go.kr/%ED%8C%90%EB%A1%80/(2015%EB%8F%8F%842229">https://www.law.go.kr/%ED%8C%90%EB%A1%80/(2015%EB%8F%8F%842229">https://www.law.go.kr/%ED%8C%90%EB%A1%80/(2015%EB%8F%8A2229">https://www.law.go.kr/%ED%8C%90%EB%A1%80/(2015%EB%8F%8A2229">https://www.law.go.kr/%ED%8C%90%EB%A1%80/(2015%EB%8F%8A2229)

³⁹ 金日秀・徐輔鶴(斉藤豊治・松宮孝明監訳)『韓国刑法総論』成文堂, 2019, p.654.

⁴⁰ 同上, p.653.

^{42 「}諸外国における名誉毀損罪・侮辱罪に相当する罰則の概要」前掲注(29)

⁴³ 白井京「韓国におけるインターネットへの法的規制―サイバー暴力と有害サイト規制―」『外国の立法』No.239, 2009.3, pp.104-105. https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo 1000119 po 023905.pdf?contentNo=1>

2 名誉毀損罪のみが規定されている国

(1) アメリカ

名誉毀損罪について、連邦法では規定されていない一方⁴⁴、15 州等が規定を有している⁴⁵。例 えば、ウィスコンシン州では、名誉を毀損する目的で、同意なしに第三者に名誉を毀損する内容を伝えることが名誉毀損罪として規定されている(州法典⁴⁶第942.01条)。この名誉を毀損する内容とは、他者を社会において憎悪、軽蔑、嘲笑、不名誉若しくは恥辱にさらし、又は他者の事業若しくは職業を傷つけるものをいう。法定刑は、10,000 ドル(約108 万円)以下の罰金刑若しくは9 か月以下の拘禁刑又はその両方(A クラスの軽罪⁴⁷)である(同条)。

(2) カナダ

刑法典⁴⁸第 298 条において名誉毀損罪が規定されており、名誉毀損とは、法的な正当性や弁明がなく、人を憎悪、軽蔑、嘲笑にさらし、評価を傷つける可能性が高い事柄又は人を侮辱する意図がある事柄を公表⁴⁹することである。法定刑は 2 年以下の拘禁刑等であり(同法典第 301 条)、虚偽と分かっていることに関する名誉毀損の場合、5 年以下の拘禁刑等である(同法典第 300 条)。

(3) イタリア

刑法典 50 第 595 条において名誉毀損罪が規定されており、複数の者に伝達して(その場にいない)他人の評価を侵害した場合、1 年以下の懲役刑又は 1,032 ユーロ(約 13 万 2 千円)以下の罰金刑とされている 51 。なお、イタリアでは、2016 年に侮辱罪(同法典第 594 条)が廃止されたが 52 、同規定は、その場にいる人の名誉又は礼節を侵害した場合について定めていた 53 。

Ⅲ 日本及び諸外国における侮辱等の被害状況

1 日本における被害状況

法務省法務局・地方法務局は、人権相談等により人権侵害の疑いのある事案を認知した場合、人権侵犯事件として調査救済手続を開始する⁵⁴。表 2 は、インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の新規の調査救済手続開始件数の推移(平成 28 (2016) ~令和 2 (2020) 年)である。

47 州法典第939.51 条では、軽罪(重い方から A クラスから C クラスまで)ごとの刑罰が規定されている。

⁴⁴ Scott Griffen, "Defamation and Insult Laws in the OSCE Region: A Comparative Study," 2017.3, p.251. Organization for Security and Co-operation in Europe website https://www.osce.org/files/f/documents/b/8/303181.pdf

⁴⁵ A. Jay Wagner and Anthony L. Fargo, "Criminal Libel in the Land of the First Amendment," 2015.9, p.27. International Press Institute website https://ipi.media/wp-content/uploads/2017/02/IPI-CriminalLibel-UnitedStates.pdf

⁴⁶ Wisconsin Statutes

⁴⁸ Criminal Code (R.S.C., 1985, c. C-46). https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/c-46/page-41.html#h-121030

⁴⁹ 公表とは、公に示すことのほか、名誉を毀損される者以外の者が読むこと等を意図して、表示又は配信すること等である(刑法典第 299 条)。

⁵⁰ Codice Penale. https://www.normattiva.it/uri-res/N2Ls?urn:nir:stato:regio.decreto:1930-10-19;1398

⁵¹ Gabrio Forti et al., *Codice penale e leggi collegate*, Padova: CEDAM, 2014, p.2533. また、特定の事実を摘示した場合は、2年以下の懲役刑又は2,065 ユーロ (約26万4千円) 以下の罰金刑とされている。

⁵² Griffen, op.cit.(44), p.124.

⁵³ Forti et al., *op.cit*.(51), p.2522.

 $^{^{54}}$ 「人権侵犯事件調査処理規程(平成 16 年法務省訓令第 2 号)」法務省ウェブサイト https://www.moj.go.jp/content/000002021.pdf に基づいて行われる。

表 2 インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

| | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 令和元年 | 令和2年 |
|------------------------|---------|---------|---------|-------|-------|
| インターネット上の人権侵犯事件の新規救済開始 | 1,909 | 2,217 | 1,910 | 1,985 | 1,693 |
| うち、名誉毀損 ^(注) | 501 | 746 | 667 | 517 | 430 |

⁽注) 名誉毀損とは、人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価を低下させる情報をインターネット上に流通させる場合(最高裁平成9年5月27日第3小法廷判決)をいう。

(出典)「(別添 6) インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件について」(「令和 2 年における「人権侵犯事件」の状況について(概要)一法務省の人権擁護機関の取組一」) 2021.3.19, p.2. 法務省ウェブサイト https://www.moj.go.jp/content/001344251.pdf; 「近年において法務省の人権擁護機関が取り扱った「人権侵犯事件」の状況」(法制審議会刑事法(侮辱罪の法定刑関係)部会第 2 回会議 配布資料 7)2021.10.6. 同 https://www.moj.go.jp/content/001356966.pdf> を基に筆者作成。

また、令和 2 (2020) 年中に法務局等で処理されたインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の件数は 1,917 件であり、平成 29 (2017) 年に次いで過去 2 番目に多くなっている。内訳を見ると、法務局等が、被害者に対してインターネット上の人権侵害情報の削除を依頼する方法を教示する等の「援助」が半数近くを占めたほか、法務局等が、プロバイダ等に対して人権侵害情報の削除を求める「要請」を行った件数 (578 件) が過去最高となった55。

表 3 は、侮辱罪等の科刑人数56の推移(平成 28 (2016) ~令和 2 (2020) 年)である。

表3 侮辱罪等の科刑(人数)状況

| | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 令和元年 | 令和2年 |
|-----------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 侮辱罪 | 23 | 16 | 24 | 27 | 30 |
| うち、拘留 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち、科料 ^(注1) | 23 (22) | 16 (14) | 24 (24) | 27 (26) | 30 (30) |
| (参考) 名誉毀損罪 (注2) | 142 | 152 | 140 | 177 | 179 |
| うち、懲役 | 20 | 22 | 12 | 24 | 9 |
| うち、罰金 | 122 | 130 | 128 | 153 | 170 |

⁽注1) 括弧内の数字は、科料の金額が9,000円以上の人数である。

2 諸外国における被害状況

侮辱罪が規定されている国のうち、ドイツ・韓国の被害状況を取り上げる⁵⁷。

ドイツでは、2020年の侮辱罪 (刑法典第 185条) に関して出された有罪判決は 24,926 件であり、このうち罰金刑が、23,958件となっている58。

-

⁽注2) 当該期間において、禁錮刑に処せられた者は0人である。

⁽出典) 「統計資料」 (法制審議会刑事法 (侮辱罪の法定刑関係) 部会第1回会議 配布資料 2) 2021.9.22. 法務省ウェブサイト https://www.moj.go.jp/content/001356048.pdf> を基に筆者作成。

^{55 「(}別添 6) インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件について」(「令和 2 年における「人権侵犯事件」の状況について(概要) ―法務省の人権擁護機関の取組―」) 2021.3.19, p.2. 同上 https://www.moj.go.jp/content/001344258.pdf

⁵⁶ 科刑人数は、通常第 1 審終局事件のうち、判決又は略式命令があったものを対象とし、判決日又は略式命令日を 基準に計上したものである。なお、侮辱罪及び名誉毀損罪の法定刑は、表1のとおりである。

⁵⁷ フランスについて、個人に対する名誉毀損、侮辱の有罪判決等の件数 (2010~2014年) が記載されたものとして、以下のサイトがある。"ANNEXE 3 Tableau des Infractions Sanctionnées et Condamnations Prononcées au Titre de Certaines Infractions de Presse," *L'équilibre de la loi du 29 juillet 1881 à l'épreuve d'Internet*. Sénat website https://www.senat.fr/rap/r15-767/r15-767 mono.html#toc231>

⁵⁸ Statistisches Bundesamt, "Rechtspflege (Strafverfolgung) 2020," 2021.12.21, p.104. https://www.destatis.de/DE/Theme

韓国では、サイバー名誉毀損・侮辱 59 に関する警察の検挙件数は増加傾向にあり、2020年の件数は、12,638件(2019年は、11,632件)となっている 60 。

おわりに

近年、SNS の利用等、インターネットの利用が急速に拡大しており、ネット上の誹謗中傷等、これまでになかった様々な問題が生じている。侮辱罪は、明治時代に規定されたものであるが、制定時には想定されなかったこのネット上の誹謗中傷という問題に対して、政府は法定刑の引上げを検討している⁶¹。これについて、誹謗中傷を受けた被害者等から歓迎の声がある一方、表現の自由等の観点から慎重な意見もある。

ネット上の誹謗中傷への対策に関する議論を契機として、我が国全体で、SNS 等のインターネットとの向き合い方に関する意識が高まり、誹謗中傷等のネット社会の問題が減少することを期待したい。

n/Staat/Justiz-Rechtspflege/Publikationen/Downloads-Strafverfolgung-Strafvollzug/strafverfolgung-2100300207004.pdf?_bl ob=publicationFile> なお、2019 年の有罪判決は24,331 件(うち、罰金刑は23,201 件)であった(idem, "Rechtspflege (Strafverfolgung) 2019," 2020.10.29, p.98.)。また、2015 年の有罪判決は21,419 件(うち、罰金刑は20,476 件)であり、2020 年まで増加傾向にあると言える(idem, "Rechtspflege (Strafverfolgung) 2015," 2017.2.9, p.100. https://www.statistischebibliothek.de/mir/servlets/MCRFileNodeServlet/DEHeft derivate 00030947/2100300157004.pdf>)。

⁵⁹ サイバー名誉毀損・侮辱について説明した韓国政府のウェブサイトとして、「인터넷 명예훼손이란」법제처ウェブサイト https://easylaw.go.kr/CSP/CnpClsMain.laf?popMenu=ov&csmSeq=293&ccfNo=1&cciNo=1&cnpClsNo=1 がある。

^{60 「}경찰통계자료」 경찰청ウェブサイト https://www.police.go.kr/www/open/publice/publice0204.jsp なお、警察の検挙後、起訴意見で検察に送られた人数についても、2014 年の 4,475 人(2014 年検挙人数 8,899 人中 50.3%)から、2018 年の 5,941 人(2018 年検挙人数 15,479 人中 38.4%)に増加している(「[국감자료] 사이버 명예훼손·모욕 범죄 급증」 2019.10.23. Legal Times website https://www.legaltimes.co.kr/news/articleView.html?idxno=49451)。

⁶¹ 令和4 (2022) 年 3 月 8 日、侮辱罪の法定刑の引上げ等に関する「刑法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会に提出(第 208 回国会閣法第 57 号)された(「侮辱罪厳罰化改正法案を閣議決定」『毎日新聞』2022.3.9;「第 208 回国会での内閣提出法律案(令和 4 年 3 月 8 日現在)」内閣法制局ウェブサイト https://www.clb.go.jp/recent-laws/dietbill/id=4000)。

表 4 G7 各国及び韓国における名誉に対する罪(侮辱罪・名誉毀損罪)の構成要件・法定刑

| | | 侮辱罪・名誉毀損罪が規定されている国 | | | 名誉毀損罪のみが規定されている国 | | | |
|------|-------|--------------------|--------------|-------------|------------------|--------------------|--------------|--------------|
| | | ドイツ | フランス | 韓国 | 日本 | アメリカ (ウィスコンシン州) | カナダ | イタリア |
| | 侮辱罪 | [刑法典第 185 条] | [1881 年出版自由法 | [刑法第311条] | [刑法第 231 条] | | | |
| | | 侮辱すること | 第 29 条] | 公然と侮辱すること | (事実を摘示しなく | | | |
| | | ※ 侮辱とは、行為 | 侮辱的な表現(事実 | ※ 侮辱とは、事実を摘 | ても) 公然と人を侮 | | | |
| | | 者が相手方を侮 | に基づく非難を全 | 示せず、人の社会的 | 辱すること | | _ | |
| | | 蔑又は軽蔑する | く含まない軽蔑の | 評価を低下させるだ | ※ 侮辱とは、他人 | | | |
| | | 態度を表明する | 言葉や罵り)を行う | けの抽象的な判断や | の人格を蔑視す | | | |
| | | こと(判例・通説) | こと | 軽蔑的な感情を表現 | る価値判断を表 | | | |
| | | | | すること (判例) | 示すること | | | |
| | 名誉毀損罪 | [刑法典第 186 条] | [1881 年出版自由法 | [刑法第 307 条] | [刑法第 230 条] | [州法典第 942.01 条] | [刑法典第 298 条] | [刑法典第 595 条] |
| 1.46 | | 他人に関して、人に | 第 29 条] | 公然と事実を摘示 | 公然と事実を摘示 | 名誉毀損の目的で、 | 法的な正当性や弁 | 複数の者に伝達し |
| 構成要件 | | 軽蔑されたり、世評 | ある事実が、人又は | し、人の名誉を毀損 | し、人の名誉を毀損 | 同意なしに第三者 | 明がなく、人を憎 | て、(その場にいな |
| 要件 | | において低く評価 | 団体に帰せられ、そ | すること | すること | に名誉を毀損する | 悪、軽蔑、嘲笑にさ | い) 他人の評価を侵 |
| | | されたりするに適 | の人又は団体の名 | | | 内容を伝えること | らし、評価を傷つけ | 害すること |
| | | した事実を主張又 | 誉若しくは名声を | | | ※ 名誉を毀損する | る可能性が高い事 | |
| | | は流布すること(さ | 侵害する場合に、そ | | | 内容とは、他者を | 柄又は人を侮辱す | |
| | | らにその事実が証 | の事実を提示し、又 | | | 社会において憎 | る意図がある事柄 | |
| | | 明可能な真実でな | はその事実を非難 | | | 悪、軽蔑、嘲笑、 | を公表すること | |
| | | いこと) | すること | | | 不名誉若しくは | | |
| | | | | | | 恥辱にさらし、又 | | |
| | | | | | | は他者の事業若 | | |
| | | | | | | しくは職業を傷 | | |
| | | | | | | つけるもの | | |
| | | | | | | | | |

9 調査と情報—ISSUE BRIEF— No.1182 国立国会図書館 調査及び立法考査局

| | | 侮辱罪・名誉毀損罪が規定されている国 | | | | 名誉毀損罪のみが規定されている国 | | |
|------|-------------|--------------------|----------------|--------------|-------------|--------------------|--------------|---------------|
| | | ドイツ | フランス | 韓国 | 日本 | アメリカ (ウィスコンシン州) | カナダ | イタリア |
| | | [刑法典第 185 条] | ・公然と行われた場合 | [刑法第 311 条] | [刑法第 231 条] | | | |
| | | 1 年以下の自由刑又 | [1881 年出版自由法 | 1 年以下の懲役刑 | 拘留又は科料 | | | |
| | | は罰金刑 | 第 33 条] | 若しくは禁錮刑又 | ※(法制審議会の答 | | | |
| | | ※ 公然と、集会に | 12,000 ユーロ (約 | は200万ウォン(約 | 申) 1 年以下の懲役 | | | |
| | 侮 辱 罪 | おいて、表現内容 | 154 万円)の罰金刑 | 19万 2000円)以下 | 刑若しくは禁錮刑 | | _ | |
| | 罪 | の流布により、又 | ・非公然で行われた | の罰金刑 | 若しくは 30 万円以 | | | |
| | | は実力を用いて | 場合 | | 下の罰金刑又は拘 | | | |
| | | 行われたときは、 | [刑法典R第621-2条] | | 留若しくは科料 | | | |
| | | 2 年以下の自由刑 | 38 ユーロ(約 5,000 | | | | | |
| 法 | | 又は罰金刑 | 円)以下の罰金刑 | | | | , | |
| 法定刑 | | [刑法典第 186 条] | ・公然と行われた場合 | [刑法第 307 条] | [刑法第 230 条] | [州法典第 942.01 条] | [刑法典第 301 条] | [刑法典第 595 条] |
| ניול | | 1 年以下の自由刑又 | [1881 年出版自由法 | 2 年以下の懲役刑 | 3 年以下の懲役刑 | 10,000 ドル(約 108 | 2年以下の拘禁刑等 | 1 年以下の懲役刑又 |
| | | は罰金刑 | 第 32 条] | 若しくは禁錮刑又 | 若しくは禁錮刑又 | 万円) 以下の罰金刑 | ※ 虚偽と分かって | は 1,032 ユーロ(約 |
| | | ※ 公然と、集会に | 12,000 ユーロ(約 | は500万ウォン(約 | は 50 万円以下の罰 | 若しくは9か月以下 | いることに関す | 13万2千円)以下の |
| | : 名 : 誉 | おいて又は表現 | 154 万円)の罰金刑 | 48 万円) 以下の罰金 | 金刑 | の拘禁刑又はその | る名誉毀損の場 | 罰金刑 |
| | 名誉毀損罪 | 内容の流布によ | ・非公然で行われた | 刑(虚偽の事実を摘 | | 両方 | 合、5 年以下の拘 | ※ 特定の事実を摘 |
| | 罪 | り行われたとき | 場合 | 示した場合は、5年 | | | 禁刑等(刑法典第 | 示した場合は、2 |
| | : | は、2 年以下の自 | [刑法典R第621-1条] | 以下の懲役刑、1000 | | | 300条) | 年以下の懲役刑 |
| | | 由刑又は罰金刑 | 38 ユーロ(約 5,000 | 万ウォン(約 96 万 | | | | 又は 2,065 ユーロ |
| | | | 円) 以下の罰金刑 | 円) 以下の罰金刑等) | | | | (約26万4千円) |
| | | | | | | | | 以下の罰金刑 |

⁽参考) イギリスでは、侮辱罪、名誉毀損罪のいずれも規定されていない。

(出典) 各国の法律の規定等を基に筆者作成。

国立国会図書館 調査及 σ 立法考査局 調査及 σ 立法考査局 調査及 σ 2 割査と情報—ISSUE BRIEF— No. 1182 σ 2 No. 1182 σ 3 No. 1182 σ 4 No. 1182 σ 5 No. 1182 σ 6 No. 1182 σ 7 No. 1182 σ 7 No. 1182 σ 8 No. 1182 σ 9 No. 1182

⁽注)通貨の換算レートは、1 ドル=108 円、1 ユーロ=128 円、1 ポンド=147 円、1 ウォン=0.096 円である(「出納官吏事務規程第 14 条及び第 16 条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件」(令和 3 年 12 月 28 日財務省告示第 325 号)(令和 4 年 4 月 1 日適用))。